



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外220名

被告 国 外1名



2015〔平成27〕年7月16日

準備書面 16

—被告東京電力共通準備書面(3)に対する反論等—

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



第1	はじめに	4
第2	求釈明に対する回答	4
1	因果関係の判断枠組（求釈明事項(1)に対して）	4
2	相当因果関係の判断において考慮すべき事情（求釈明事項(2)に対して） .	4
3	相当性判断における国内法規制（求釈明事項(3)及び(4)に対して）	5
4	「生活権に実効線量年間1ミリシーベルトを超える地点を含む地域」の意味 （求釈明事項(5)に対して）	6
第3	「放射線防護の考え方」における被告東京電力の主張の誤り ..	7
1	はじめに	7
2	ICRPの勧告する放射線防護の概要	9
3	緊急被ばく状況・現存被ばく状況においても線量限度を超える公衆被ばくは 容認されない	19
4	参考レベルは対策の問題であり，公衆被ばく線量限度の問題ではない ..	20
5	まとめ	23
第4	低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの議論に 関する被告東京電力の主張が誤りであること	24
1	はじめに	24
2	被告東京電力の主張する「科学的知見の整理」が偏頗であること	25
3	WGとWG報告書の位置付けについて	28
4	小括	29
第5	被告東京電力引用の裁判例は本件訴訟では参考とならないこと	30
1	被侵害権利が本件訴訟とは異なること	30
2	国内法の定める公衆被ばく線量限度の位置付けが適切でないこと	30

3	科学的知見と国内法との関係の理解も適切でないこと	31
4	受忍限度論を採用する根拠がないこと	32
5	小括	32
第6 被告東京電力に対する求釈明事項.....		32
1	参考レベルの意味について	32
2	何らの責任もない住民の避難の相当性判断と緊急被ばく状況との関係 ..	33
3	緊急時避難状況における参考レベルの下限基準について	33
4	I C R P の勧告する参考レベルと相当因果関係	34

第1 はじめに

本準備書面では、まず、第2において、被告東京電力共通準備書面(3)の第2における求釈明に対して回答した上で、被告東京電力共通準備書面(3)における主張に対して反論する。具体的には、第3において国内法と放射線防護の考え方について、第4において低線量被ばくの考え方について、第5において被告東京電力の引用する裁判例が本件訴訟では参考とならないことについて論じる。

最後に、第6において、被告東京電力に対して釈明を求める。

第2 求釈明に対する回答

被告東京電力共通準備書面(3)・第2における求釈明に対する回答は、次の通りである。

1 因果関係の判断枠組（求釈明事項(1)に対して）

原告らは、不法行為における賠償範囲について、相当因果関係説に立ち、通常生ずべき損害を主張するものである。

本件訴訟において原告らが主張する被侵害権利は、被ばく及び避難によって生ずる平穏生活権侵害及び人格発達権侵害である。そのため、本件における判断の内実は、「どのような避難であれば、その損失を被告らの負担とすることが相当か」を社会通念に従って判断することにある（原告準備書面(3)・7頁）。

当然ながら、その相当性判断は、一般人を基準とした社会通念に基づくものである。科学的論争によって相当性が判断されるものではないことを明らかにするため、原告らは、「社会的相当性」という表現を用いている。

2 相当因果関係の判断において考慮すべき事情（求釈明事項(2)に対して）

(1) 相当因果関係の判断において考慮すべき事情

相当因果関係の有無は、本件事故発生以前から存在する客観的事実、本件事故発生後の客観的事実、避難者の属性（家族構成、年齢、性別等）などの主観的事実を踏まえ、総合的に判断すべきものである。

その判断においては、放射線被害が一旦発生すると甚大であること、どれだけ低線量の被ばくでも被害発生の確率的影響があるというLNT仮説を国内法が採用していることなどに照らせば、避難行為は、放射線被害を未然に防止するための合理的なリスク回避行動といえることも考慮すべきである。

(2) 相当性判断は「不安」という心理状態に対する法的評価ではない

この点、被告東京電力は、相当因果関係の有無を、「不安という心理が具体的な法益侵害の程度に至っているか」という問題として位置づけているようである（被告東京電力共通準備書面(3)・7～8頁）。

しかし、東京電力の主張は、原告らの被侵害権利を「不安」という心理状態と捉えている点で誤っている。

本件訴訟において原告らが被侵害権利として主張しているのは平穏生活権及び人格発達権であり、「不安」という心理状態ではない。相当性判断も、不安という心理状態が具体的法益侵害に至っているか、言い換えれば、どのような不安であれば法的保護に値するか、という法的評価を問うものではない。

不安という心理状態は、相当性判断における一事情として考慮すべきものであって、被告東京電力による不安の位置付けは誤りである。

3 相当性判断における国内法規制（求釈明事項(3)及び(4)に対して）

(1) 容認不可なレベルの線量として国内法に定められた公衆被ばく線量限度

ICRP1990年勧告は、線量限度を定めるにあたっての委員会の目的を「ある決まった1組の行為について、また規則的で継続する被ばくについて、これを超えれば個人に対する影響は容認不可と広くみなされるであろうようなレベルの線量を確定することである。」として（甲D共10・44頁・149項）、公衆被ばく線量限度として「委員会は、年実効線量限度1mSvを勧告する。」と勧告した（甲D共10・55頁・191項。原告準備書面1・30～32頁）。

我が国でも、放射線審議会において ICRP 1990 年勧告を国内法に導入すべきかについて審議した。そして、放射線審議会は、平成 10 年意見具申（甲 D 共 33）において、ICRP 1990 年勧告を取り入れるべきとし、公衆被ばく線量限度を実効線量にして年間 1 ミリシーベルトとし、これを規制体系の中で担保することが適当であり、そのためには施設周辺の線量、排気・排水の濃度等のうちから適切な種類の量を規制することによって当該線量限度を担保できるようにすべきであると結論づけた（甲 D 共 33・11～13 頁。原告準備書面 1・55 頁）。

この平成 10 年意見具申に基づいて関係法令が改正され、公衆被ばく線量限度は実効線量年間 1 ミリシーベルトとし、同線量限度を超えて公衆が被ばくしないよう、刑罰を用いてでも実効性を担保するという厳格な法体系が採られ、今もなお現行法として維持されている。

(2) 国内法における公衆被ばく線量限度と相当因果関係

以上のとおり、国内法における公衆被ばく線量限度は、公衆が容認不可と広く見なされるレベルの線量として ICRP が勧告したものを、放射線審議会による審議を経て国内法に導入し、刑罰を用いてでも線量限度を超える公衆被ばくを許さないものとして確立され、今もなお維持されている法規範であり、社会規範である。

したがって、公衆被ばく線量限度を超える地域から避難することは、確立した法規範ないし社会規範として容認不可とされている被ばくを避ける行為であって、社会通念上相当なものである。

そうである以上、当該避難によって生じた損害は、その他の事情を考慮するまでもなく、通常生ずべき損害として相当因果関係が認められる。

4 「生活圏に実効線量年間 1 ミリシーベルトを超える地点を含む地域」の意味 (求釈明事項(5)に対して)

「生活圏」とは、避難者の避難元住所地周辺に限られず、日常生活とその延長

における行動範囲，例えば，学校，勤務先，公園，買物先，病院などの日常行動範囲（その周辺や経路も含む），行事や行楽などにおける行動範囲を広く含むものである。

各原告の事情は，追って，各原告についての個別準備書面で主張する予定である。

第3 「放射線防護の考え方」における被告東京電力の主張の誤り

－ 被告東京電力共通準備書面(3)・第5に対する反論 －

1 はじめに

(1) 本準備書面・第3の構成

被告東京電力は，被告東京電力共通準備書面(3)の「第5 放射線防護の考え方」（22頁以下）の末尾において，「国際的な放射線防護の考え方は，……事故時等においては，100ミリシーベルト以下の水準において線量管理を行うことが許されるものとしているのである。」（35頁）として，あたかも，事故後，ICRPが定める参考レベルの範囲内で線量基準を採用して政府が防護措置を採れば，公衆が被ばく線量限度である1ミリシーベルトを超えて被ばくすることも容認されるかのごとく主張する。

しかし，社会通念に基づく相当因果関係判断において決定的に重要な評価根拠事実は，容認できない被ばくとして法規範として確立している，国内法における公衆被ばく線量限度年間1ミリシーベルトの定めである。

これに対して，被告東京電力の主張は，国内法に導入されていないICRP 2007年勧告を法規範であるかのごとく主張するだけでなく，放射線防護体系とりわけ参考レベルの意味をミスリードすることによって，あたかもICRPが線量限度を超える公衆被ばくを容認しているかのごとく印象づけようとするものである。

そこで，本準備書面の第3では，（上述の通り，評価根拠事実として重要な

のは国内法であり、ICRP勧告ではないところであるが) ICRPの勧告における公衆被ばく線量限度を明らかにし、これを超える公衆被ばくをICRPも容認していないこと、また、このことは、参考レベルに基づく介入ないし対策が正当化されるか否かに影響されないことを明らかにする。

具体的には、まず第3・2において、ICRP1990年勧告からの流れや、公衆被ばく線量限度の意味を明らかにしつつ、ICRP2007年勧告の概要を説明する。そのうえで、第3・3において、政府の採る介入や対策が正当化されるか否かにかかわらず、線量限度を超える公衆被ばくが容認されないものであることを明らかにする。第3・4では、第3・3に敷衍して、参考レベルが線量限度とはまったく別の概念であり、線量限度を画する機能はまったくないことを述べる。

これらの具体的主張に先立って、第3・1(2)において、ICRP2007年勧告は国内法に導入されていないこと、第3・1(3)において、加害者である被告東京電力が事故後に公衆が線量限度を超えて被ばくすることも許されるがごとく主張をすることの不当性を、それぞれ述べておく。

(2) ICRP2007年勧告は国内法に導入されていない

被告東京電力は、被告東京電力共通準備書面(3)・第5「3 日本の放射線防護体制」の(2)において、ICRP2007年勧告にいう参考レベルの範囲から、年間20ミリシーベルトが避難指示の基準として採用されているなどと主張する。

しかし、参考レベル概念を含むICRP2007年勧告は、ICRP1990年勧告の公衆被ばく線量限度と異なり、日本の国内法には導入されていない。社会通念に基づいて個々人の避難行為の相当性を判断するための評価根拠事実として見た場合、ICRP2007年勧告の影響力はないか、極めて乏しいと言わざるを得ない(そもそも、ICRP2007年勧告における参考レベルは、政府が避難指示や除染といった介入措置を採る際の基準に過ぎず、個々人

の避難行為の相当性を評価する基準とはなり得ない。)

(3) 自ら事故を招いた被告東京電力が、事故時には線量限度を超える被ばくも許容されるかのごとく態度をとることは許されない

被告東京電力が、本件において公衆が被ばく線量限度である1ミリシーベルトを超えて被ばくすることも容認されるかのごとく主張することは、内容として誤っているだけでなく、自らの事故で国民を被ばくさせた加害者の態度として許されるものではない。

そもそも、被告東京電力は、原子力事業者として法令を遵守し、国民を絶対に被ばくさせないよう徹底した防護策を講じなければならない立場にある。

そのような立場にある被告東京電力が、自ら本件事故を招いて放射性物質を拡散させ、国民を被ばくさせる加害者となるや、事故が起こった場合には公衆が線量限度を超えて被ばくしても許容されるがごとく主張することは、加害者が被害者に不利益を押しつける態度をとるに等しく、信義誠実の原則に反するもので、強く非難されなければならない。

逆に国民にとってみれば、本件事故には何らの責任もないのであって、公衆被ばく線量限度を超える被ばくを容認しなければならない謂われはない。

2 ICRPの勧告する放射線防護の概要

(1) 放射線防護の目的

ICRPは、放射線防護について、「放射線防護の第一の目的は、放射線被ばくの原因となる有益な行為を不当に制限することなく、人を防護するための適切な標準を与えることであるから、放射線防護の基本的な枠組みには、必然的に、科学的な判断だけでなく社会的な判断も含めなければならない。そのうえ、少ない放射線量でも何らかの健康に対する悪影響を起こすことがあると仮定しなければならない。確定的影響にはしきい値が存在するので、個人に対する線量を制限することによってこれを避けることが可能である。しかし、他方、確率的影響はしきい値を求めえないので、これを完全に避けることはできない。

委員会の基本的な枠組みは、線量を確定的影響のそれぞれに対するしきい値よりも低く保つことによってその発生を防止し、また確率的影響の誘発を減らすためにあらゆる合理的な手段を確実にとることを目指すものである」(甲D共67・ICRP1990年勧告・31頁100項)と述べる。

すなわち、ICRPが勧告する放射線防護の目的は、確率的影響にはしきい値がないというLNT仮説を採用し、①放射線被ばくを伴う行為であっても明らかに便益をもたらす場合には、その行為を不当に制限することなく人の安全を確保する、②個人の確定的影響の発生を防止する、③確率的影響の発生を減少させるためにあらゆる合理的な手段を確実にとる、ということにある。

(2) ICRP1990年勧告の内容・考え方

ア 放射線防護体系における「行為」と「介入」

ICRPは、人が何らかの活動をする場合、被ばく線量が増大することや被ばくする人数が増えるときに、その活動を「行為」と呼ぶ。一方で、すでに線源や被ばくの経路が存在していて、それらがある基準(線量限度あるいはさらに小さい値である線量拘束値)を超えるような被ばくである場合には、「介入」措置がとられることとなる、とする(甲D共68・ICRP2007年勧告について・3頁)。

「行為」と「介入」について、ICRP1990年勧告では、次のとおり説明されている(甲D共67・32頁106項)。

「人間活動のあるものは、線源、経路および個人のまったく新しい組を導入することによるか、あるいは、既存の線源から人に至る経路のネットワークを変えて個人の被ばくまたは被ばくする個人の数を増加させることによって、総放射線被ばくを増加させる。委員会はこれらの人間活動を“行為”と呼ぶ。他の人間活動は、現在あるネットワークのかたちに影響を与えて総被ばくを減らすことができる。これらの活動によって、現在ある線源を撤去したり、経路を変えたり、被ばくする個人の数を減らさう。委員会はこれらすべての活動を“介入”

と記す。」

イ 「行為」と「介入」に対する防護体系の区別

ICRP 1990年勧告は、放射線防護の枠組みについて、「放射線被ばくを引き起こす“行為”と、被ばくを減らすことになる“介入”とを区別する」とし（甲D共67・31頁・第4章柱書き）、第5章において「行為」に関する放射線防護体系を、第6章において「介入」に関する放射線防護体系を勧告している。

そして、「行為」に対する防護体系には、正当化、最適化、個人の線量限度の3原則を適用し（甲D共68・3頁）、「介入」に関しては正当化、最適化の一般原則を適用する（甲D共67・35頁113項）。

すなわち、「行為」の場面と異なり、「介入」の場面では、線量限度は適用していない。

ただし、「介入」の場面で線量限度が「適用されない」というのは、線量限度を超える公衆被ばくを容認することを意味するものではない。公衆被ばく線量限度を超える被ばくが生じている状況のもとで、政府等のとる「介入」が、正当化の原則、最適化の原則を満たすべきであることを、ICRPが勧告したに過ぎない。許容限度を超える被ばくを公衆が容認できないということと、政府等のとる「介入」がまずは何ミリシーベルトを基準とすべきかということとは、別個の問題である。「介入」の基準とされた線量如何にかかわらず、線量限度を超える公衆被ばくは容認されない。

ウ 公衆被ばく線量限度

線量限度の意味について、ICRP 1990年勧告は、「委員会は今回、より包括的なアプローチを採用することとした。その目的は、ある決まった1組の行為について、また規則的で継続する被ばくについて、これを超えれば個人に対する影響は容認不可と広くみなされるであろうようなレベルの線量を確立することである」（甲D共67・44頁149項）とした上で、

様々な要素を総合考慮して、「委員会は、年実効線量限度1 mSvを勧告する」（甲D共67・55頁191項）とし、「個人に対する影響は容認不可」とみなすレベルとして、公衆被ばく線量限度年間1ミリシーベルトを勧告した。

ICRP1990年勧告は、公衆被ばく線量限度としていかなる数値を勧告するかを判断するにあたって、「1977年の基本勧告（ICRP, 1977）が刊行されて以降に、ヒト集団の放射線誘発がんのリスクに関する新しい情報が出ており、実験動物と培養細胞での新しい実験データが利用可能になってきている。これらの進展は「放射線の影響に関する国連科学委員会」の報告（UNSCEAR, 1977, 1982, 1986, 1988b）とBEIRV委員会として知られている米国科学アカデミーの「電離放射線の生物影響に関する委員会」の報告（NAS, 1990）に要約されており、その結果、ICRPが1977年に推定した放射線の発がん効果の推定値（ICRP, 1977）の見直しが必要となった」（甲D共67・135頁B. 5. 1項）とし、当時の種々の科学的知見を踏まえている。すなわち、ICRPは、低線量被ばくの影響について諸説あることを前提として、公衆被ばく線量限度を年間1ミリシーベルトと勧告した。

このICRP1990年勧告は、我が国でも、放射線審議会による審議を経て国内法に導入された。よって、科学的知見が諸説あることを前提として、容認できない被ばくとして公衆被ばく線量年間1ミリシーベルトとするのが、我が国の確立した法規範である。

さらにICRP1990年勧告は、「線量限度内にあるというだけでは、その行為が満足に行われていることを十分に表しているとは言えない」（甲D共67・35頁114項）として、線量限度からの更なる線量低減を求めている。我が国でも、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（甲D共69）では、次のとおり、線量限度以下の線量目標値を採用

している。

「施設周辺の公衆の受ける線量についての目標値(以下「線量目標値」という。)

を実効線量で年間50マイクロシーベルトとする。」(1頁)

「ここで設定した線量目標値は、周辺監視区域外の線量限度及び周辺監視区

域外における放射性物質の濃度限度の規制値に代わるものではなく、いわゆ

る「as low as reasonably achievable」の考え方に立って周辺公衆の受

ける線量を低く保つための努力目標値である」(1頁)

「個々の原子力利用施設において法的規制値以下であることをもって足りると

せず低減が行えるところでは積極的に低減の努力が払われるべきであります」

(3頁)

(3) ICRP 2007年勧告の概要

繰り返しになるが、ICRP 2007年勧告は、国内法に導入されていない以上、法規範たり得ない。

もっとも、被告東京電力が、ICRP 2007年勧告を法規範のごとく主張しているのみならず、その解釈を誤っていることから、以下では、ICRP 2007年勧告の概要を論じておく。

ア 被ばく状況を重視した手法への移行

ICRP 2007年勧告は、「委員会は1990年勧告において、介入状況とは別に、行為に対する防護の原則を示した。委員会は引き続きそれらの原則を防護体系の基本と考え、今回、計画被ばく状況、緊急時被ばく状況、現存被ばく状況に適用する一連の原則を定めた。」とする(甲D共70・50頁203項)。

すなわち、ICRP 2007年勧告は、①「行為」に関連する被ばく状況を計画被ばく状況とし、②「介入」の対象となる被ばく状況を緊急時被ばくと現存被ばく状況とに分類した(甲D共68・3頁)。そのうえで、正当化の原則及び最適化はすべての被ばく状況に適用され、線量限度は計画被ばく

状況に適用されるとした（甲D共70・50頁203項）。

このようなICRP2007年勧告における防護手法は、ICRP1990年勧告で用いた「行為」と「介入」に基づくプロセス重視の防護手法から、計画、緊急時、および現存の被ばく状況のような防護基本原則を適用する状況を重視した手法へ移行させたものとされる（甲D共68・1頁）。

このICRP1990年勧告と2007年勧告の流れから理解すべき重要なことは、ICRP2007年勧告における放射線防護体系では、計画被ばく状況、緊急時被ばく状況、現存被ばく状況という3つの被ばく状況を並列的に捉えるのではなく、①計画被ばく状況と、②緊急時被ばく状況・現存被ばく状況、との2つのカテゴリーに分類して捉えている、ということである。

イ ICRP2007年における「行為」と「対策」

ICRP2007年勧告は、「これまで委員会は、線量を加える行為と線量を減らす介入とを区別していた」とする（甲D共70・11頁47項）。

同勧告は、「行為」の用語の使用を、放射線被ばくあるいは放射線被ばくのリスクの増加を生じさせる活動を意味する用語として引き続き使用することとした（甲D共70・11頁48項）。

これに対して、「介入」の用語の使用については、「被ばくを低減する防護“対策”の記述に限定し、一方で、“緊急時被ばく”又は“現存被ばく”という用語を、被ばくを低減するためにそのような防護対策を必要とする放射線の被ばく状況を記述するために使用することが適切である」とした（甲D共70・11頁50項）。

すなわち、「行為」という用語は引き続き使用し、「介入」という用語は緊急被ばく状況や現存被ばく状況において被ばくを低減するための「対策」という記述に限定されることとなった。

ウ ICRP2007勧告における被ばく状況

ICRP2007年勧告は、それぞれの被ばく状況を次のとおり説明して

いる。

(ア) 計画被ばく状況

線源の意図的な導入と運用を伴う状況である（甲D共70・44頁176項）。

(イ) i 緊急時被ばく状況

計画された状況を運用する間に、若しくは悪意ある行動から、あるいは他の予想しない状況から発生する可能性がある好ましくない結果を避けたり減らしたりするために緊急の対策を必要とする状況である（甲D共70・44頁176項）。

ii 現存被ばく状況

管理についての決定をしなければならない時に既に存在する、緊急事態の後の長期被ばく状況を含む被ばく状況である（甲D共70・44頁176項）。

エ 放射線防護の原則

ICRP 2007年勧告は、正当化の原則、最適化の原則、線量限度を次のとおり説明している。

(ア) 正当化の原則

放射線被ばくの状況を変化させるいかなる決定も、害より便益を大きくすべきである。

この原則は、新たな放射線源を導入することにより、現存被ばくを減じる、あるいは潜在被ばくのリスクを減じることによって、それがもたらす損害を相殺するのに十分な個人的あるいは社会的便益を達成すべきである、ということの意味するものである（甲D共70・50頁203項）。

(イ) 防護の最適化の原則

被ばくする可能性、被ばくする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成でき

る限り低く保たれるべきである。

この原則は、防護のレベルは一般的な事情の下において最善であるべきであり、害を上回る便益の幅を最大にすべきである、ということの意味している（甲D共70・50頁・203項）。

（ウ） 線量限度の適用の原則

患者の医療被ばくを除く計画被ばく状況においては、規制された線源からのいかなる個人への総線量も、委員会が勧告する適切な限度を超えるべきでないと考える原則である（甲D共70・50頁203項）。

オ 正当化の原則における2つの異なるアプローチの明確化

ICRP 2007年勧告は、「正当化の原則を適用するのに、2つの異なるアプローチがあり、それは線源が直接制御できるかどうかに依拠する」とする（甲D共70・51頁206項）。本件で重要なのは、第2のアプローチである。

まず第1のアプローチは、計画被ばく状況に関するアプローチである。放射線防護が前もって計画されて、線源に対して必要な対策をとることが可能な、新たな活動を取り入れる際に用いられる。ここでの正当化原則の適用は、被ばくする個人又は社会に十分な正味便益を産んで、生じる放射線損害を相殺するのでない限り、計画被ばく状況を導入しないことが必要である、というかたちで機能する。原子力発電所のように、電離放射線による被ばくを伴う特別なタイプの計画被ばく状況の導入又は継続が正当化できるかどうかについての判断が重要であるとされる（甲D共70・51頁206項）。

第2のアプローチは、主な例は、現存被ばく状況と緊急時被ばく状況におけるアプローチである。線源について直接決めることによるのではなく、主に被ばく経路を変更する対策により被ばくが制御できる場合に用いられる。更なる被ばくを防ぐために対策をとるかどうかについて決定する際に適用される。線量を低減するためにとられるいかなる決定も、常に何らかの不利

益を持ち、それが害よりも便益を多くもたらすべきであるという意味において正当化される、というかたちで機能する（甲D共70・51頁207項）。

ここで重要なことは、第2のアプローチ、すなわち、現存被ばく状況と緊急時被ばく状況において更なる被ばくを防ぐ対策をとるかどう（例えば、いかなる範囲に避難指示を出すか、いかなる範囲で除染を行うか）の決定における正当化の原則の問題は、公衆の線量限度とはまったく関係がないということである。

カ 線量限度・線量拘束値と参考レベル

（ア）線量限度

ICRP 2007年勧告は、線量限度を、計画被ばく状況から個人が受ける、超えてはならない実効線量又は等価線量の値とする（甲D共70・G9頁）。これを超える被ばくは容認不可と広く見なされるレベルの線量とするICRP 1990年勧告の考え方と同じであるといつてよい。

具体的な線量について、ICRP 2007年勧告は、「計画被ばく状況における公衆被ばくに対しては、限度は実効線量で年1mSvとして表されるべきと委員会は引き続き勧告する」とする（甲D共70・60頁245項）。ICRP 2007年勧告でも、「1990年以後に発展した情報と概念に重点をおいて、放射線と体内の細胞及び組織との相互作用に関する知見を要約する」として（甲D共70・107頁A5項）、当時の知見として諸説あることを踏まえて線量限度が勧告されている。

この線量限度の概念について、ICRP委員長のゴンザレス氏は、2011年9月に福島で行われた国際専門家会議において、次のとおり述べている（甲D共71・崎山意見書・15～16頁）。

「放射線防護レベルをあげてゆけば放射線障害は少なくなる。しかし、そのための社会的コストは急上昇する。防護レベルを下げれば社会的コストは減少するが、放射線障害が増加する。社会的コストをなるべく低く抑えて放射線障

害も他の産業でも見られる程度に抑えられた結果が年間1mSvになったわけである。したがって、年間1mSvは安全量ではなく、放射線障害と社会的コストとを勘案して決められた値である。しかし、これでもまだリスクが高いので、As Law As Reasonably Achievable(合理的に達成できる限り低く、ALARA)の原則を付け加えて妥協しながらも、一方では線量低減を奨励しているのである。これはあくまでも核エネルギー利用を積極的に認める立場からの防護レベルであり、消極的な立場をとるECRR(欧州放射線リスク委員会)では公衆の追加年間被ばく限度を0.1mSv以下に引き下げることがを勧告している。」

(イ) 線量拘束値

線量拘束値は、ある線源からの個人線量に対する予測的な線源関連の制限値とされる。公衆被ばくについては、線量拘束値は、管理された線源の計画的操業から公衆構成員が受けるであろう年間線量の上限值である(甲D共70・G9頁)。

計画被ばく状況における公衆の構成員に対する拘束値は、公衆の線量限度より低くすべきとされている(甲D共70・64頁259項)。

要するに、線量拘束値とは、ある線源に対する放射線防護策を検討する場合に、その線源からの被ばく線量をできる限り低く(最適化)するための目標となる制限値のことである。線量限度は、規制の対象となる関連するすべての行為による個人の被ばく線量の合計についての限度であるのに対し、線量拘束値は、ある計画された行為に関係する特定の線源により与えられる線量の制限値に用いられるものである。

(ウ) 参考レベル

参考レベルは、緊急時又は現存の制御可能な被ばく状況において、それを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切であると判断されまたそれより下では防護の最適化を履行すべき、線量又はリスクのレベ

ルを表す（甲D共70・G5頁）。

すなわち、参考レベルは、緊急時及び現存の被ばく状況における制作決定の指針である（原告準備書面1・25頁～26頁）。

（エ）小括

以上のとおり、線量限度、線量拘束値、参考レベルは、それぞれが用いられる状況、その目的がまったく異なっており、これらを混同してはならない。

①線源を直接制御できる計画被ばく状況と公衆被ばく線量限度（及び線量拘束値）、②線源を直接制御できない緊急時被ばく状況・現存被ばく状況と参考レベル、という対応関係で把握することが重要である。

3 緊急被ばく状況・現存被ばく状況においても線量限度を超える公衆被ばくは容認されない

第3・2(3)オで述べたとおり、政府のとする対策を正当化できるかどうかは、公衆被ばく線量限度とはまったく別の問題である。

上記2(3)カで述べたとおり、線量限度は、計画被ばく状況から個人が受ける、超えてはならない実効線量又は等価線量の値であり（ICRP2007年勧告）、これを超える被ばくは容認不可と広く見なされるレベルの線量である（ICRP1990年勧告）。

それゆえ、緊急被ばく状況や現存被ばく状況において政府のとする対策、例えば、避難指示や除染政策の持つ便益が不利益より大きかろうと（対策が正当化される場合であっても）、公衆被ばく線量限度を超える被ばくが公衆にとって容認されないものであることには何ら変わりがなく、公衆被ばくが正当化されることはない。

以上が、ICRP勧告における放射線防護体系の正確な帰結である。被告東京電力の主張は、正当化における2つの異なるアプローチに言及することなく混同させ、また、正当化の原則と公衆被ばく線量限度との関係についても言及するこ

となく、あたかも政府の措置が I C R P 勧告に適合していれば線量限度を超える公衆被ばくも正当化されるがごとくミスリードするものである。

4 参考レベルは対策の問題であり、公衆被ばく線量限度の問題ではない

(1) 線量限度・線量拘束値と参考レベルは適用状況も機能も異なる

上記第3・(3)カで述べたとおり、線量限度、線量拘束値、参考レベルは、それぞれが用いられる状況、その目的が異なる。線量限度及び線量拘束値は、計画被ばく状況、すなわち線源を直接制御できる状況において、放射線被ばくを増加させる活動を如何に管理するかを検討する際に適用されるもので、いずれも、個人が受ける被ばく線量の上限値を画するという機能を持つものである。

これに対して、参考レベルは、「これを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切と判断され、またそれゆえ、このレベルに対し防護対策が計画され最適化されるべきである」とあるとおり（甲D共70・57頁234項）線源を直接制御できない状況において、放射線被ばくを減少させるためにいかなる対策を採るべきかを検討する際に適用される目安としての機能を持つ。

このことから明らかなとおり、参考レベルには、公衆被ばくの許容範囲を画する機能はまったくない。

(2) 参考レベルは放射線被ばくを減少させる対策を採る際の優先的防護措置実施の目安にすぎないこと

原告準備書面2の第4・3(2)（31頁以下）で述べたとおり、I C R Pの定める「参考レベル」は、L N T仮説を前提として、「一定期間に受ける線量がいかなるレベルを超えると考えられる人に対して優先的に防護措置を実施するか」という政治決断の問題である。

WG報告書（甲D共35）も、「参考レベル」が政治決断の目安にすぎないと理解している。すなわち、WG報告書は、I C R Pの「参考レベル」について、

「緊急時及び現存被ばく状況での防護対策の計画・実施の目安として、それぞれに

ついて被ばく線量の範囲を示し、その中で状況に応じて適切な“参考レベル”を設定」

したことを指摘した上で、

「経済的及び社会的要因を考慮しながら、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする”最適化“の原則に基づいて措置を講じるための目安である。」

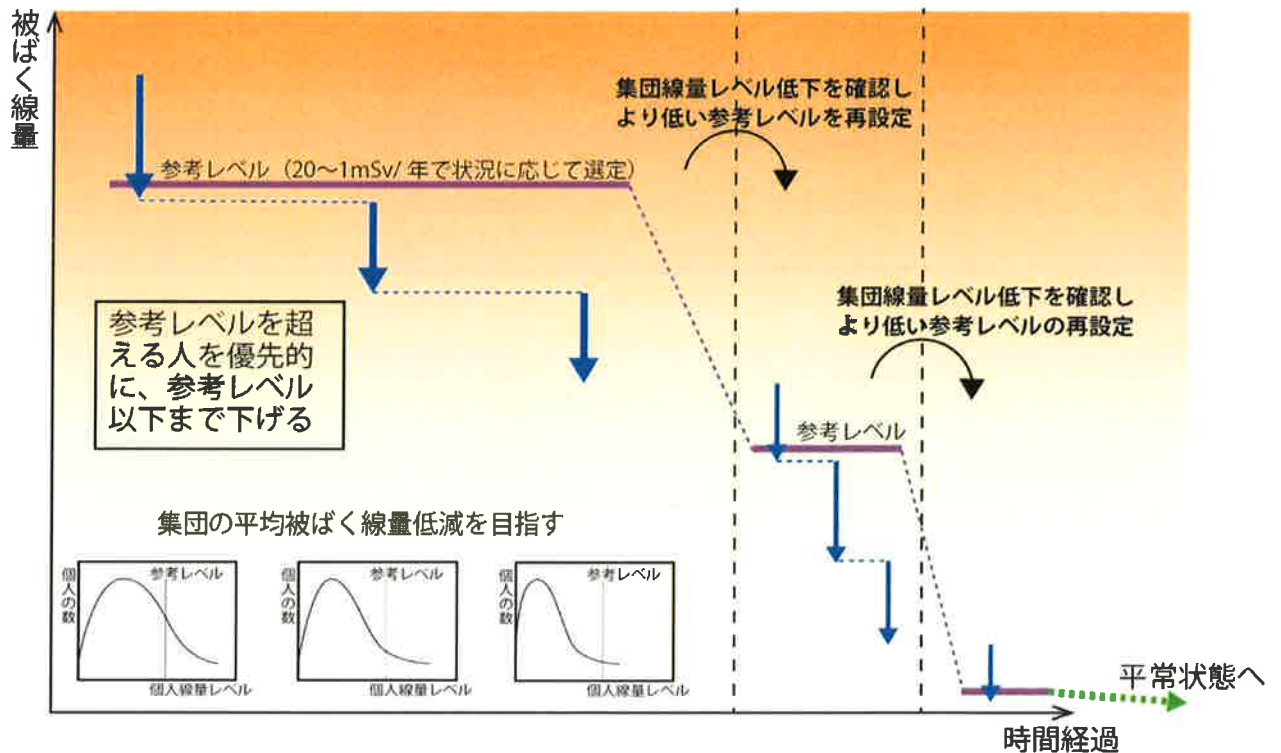
「参考レベルは、ある一定期間に受ける線量がそのレベルを超えると考えられる人に対して優先的に防護措置を実施し、そのレベルより低い被ばく線量を目指すために利用する。また、防護措置の成果の評価の指標とするものである。」

「被ばくの“限度”を示したものではない。また“安全”と“危険”の境界を意味するものではない。」

と説明しており（甲D共35・10頁）、参考レベルと線量限度とは別問題と位置付けている。

(3) 政府も「防護措置を実施するためのあくまで『目安線量』」と説明している

また、政府のホームページでも、「防護活動では、対象となる集団のなかで、参考レベルを超える可能性のある人々の被ばくを優先的に軽減する努力をして、集団全体の平均被ばく線量を低減します」（甲D共72・放射線防護の最適化—現存被ばく状況での運用—首相官邸ホームページ2頁）と述べ、参考レベルを用いた線量低減の考え方として、下図を示している。



その上で、

「平常時の線量限度は、これを超えてはならない値ですが、『参考レベル』は、その値を超える人を優先的に減らす防護措置を実施するためのあくまで『目安線量』です」

と述べる。すなわち、線量限度と参考レベルは同一の概念でなく、参考レベルがあくまで優先的防護措置実施の目安に過ぎないものであることは、政府の見解でもある。

(4) 「許容を認めるみたいな形で書かれてしまったというのは残念」という原子力安全監の説明

このように、参考レベルは、一定期間に受ける線量がいかなるレベルを超えると考えられる人に対して優先的防護措置を実施するかという目安にすぎないのであって、公衆被ばく線量の上限を画する線量限度とはまったく異なる概念である。

被告東京電力は、この参考レベルの範囲で政府が措置をとれば、線量限度を

超える公衆被ばくも許容されるかのごとく主張するが、原子力安全監の渡辺次長は、放射線審議会第41回基本部会議事録（甲D共73・2頁）において、

「参考レベルというのは、それ以下であればオーケーであるという許容の基準ではないということは、私どもも色々な説明をする時には、きちんと説明してきたつもりではあるが、報道では許容を認めるみたいな形で書かれてしまったというのは残念なところである」

と、参考レベルが許容基準でないと説明したと明確に述べ、にもかかわらず、参考レベルが許容水準のごとく報道されたことを残念だと表現している。

(5) 小括

以上のとおり、参考レベルは、緊急時被ばく・現存被ばく状況において、放射線被ばくを減少させるための優先的防護措置を実施する目安としての役割を果たすにすぎない。参考レベルは線量限度とはまったく異なる概念であり、参考レベルには、許容される公衆被ばく線量を画する機能はまったくない。

したがって、被告東京電力の主張は、失当である。

5 まとめ

以上のとおり、政府のとり避難指示や除染などの対策がICRP勧告における放射線防護原則に適合するか否かにかかわらず、線量限度を超える公衆被ばくが許容されることはない。

また、参考レベルは公衆被ばく線量限度とはまったく別の概念であり、参考レベルの範囲内で政府が何らかの防護措置をとったとしても、やはり、線量限度を超える公衆被ばくが許容されないという結論には影響しない。

被告東京電力の主張は、ICRP勧告における放射線防護を正確に論じることなく、あたかも、放射線防護原則に沿う対策を政府が講じれば、線量限度を超える被ばくも許容されるかのような考え方をICRPも認めているかのごとく結論にミスリードしようとするものであり、不当である。

そもそも避難の相当性は社会通念に基づく判断であり、ICRP勧告ではなく、

確立した法規範こそが重要な評価根拠事実である。すなわち、公衆被ばく線量限度年間1ミリシーベルトを超える被ばくは容認できないものであり、これを超える被ばくは刑罰を用いてでも絶対に許さない、という国内法こそが重要なのである。それゆえ、確立した法規範が、刑罰をもって規制しても容認しない被ばくを回避することは、社会通念に照らして極めて合理的で相当といえる行為なのである。

第4 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの議論に関する被告東京電力の主張が誤りであること

一 被告東京電力共通準備書面(3)の第4「放射線の健康影響に関する科学的知見」に対する反論 一

1 はじめに

そもそも放射線、殊に低線量被ばくの健康に対する影響については、現時点でも十分には解明されておらず（このことは、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第1条でも「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」と指摘されているとおりである。）、第3で述べたとおり、国内法も、科学的知見として諸説あることを前提として、容認できない被ばくとして公衆被ばく線量限度を年間1ミリシーベルトとしている。

いわば、国内法は科学的知見の対立を織り込み済みなのであって、社会通念に基づく相当因果関係判断において、「放射線と健康影響に関する科学的知見」を独立して採り出して論じる意義、必要性は低い。

とはいえ、被告東京電力の主張には余りに事実を歪曲している部分が多いため、第4・2において、必要な範囲で反論をする。

さらに、被告東京電力は、WGの位置づけやWGに求められたもの、WGで議

論された内容等を歪めた上で自らに都合の良いごく一部のみを採り上げているため、第4・3において、WGの位置づけなどについて、被告東京電力の誤りを指摘しつつ述べておく（詳細は、原告準備書面2ですでに述べたとおりである。）。

2 被告東京電力の主張する「科学的知見の整理」が偏頗であること

(1) 被告東京電力の主張の概要とその問題点

被告東京電力は、「科学的知見の整理」として、WG報告書、放射線影響協会の見解及び経済産業省の説明資料の3つを挙げたうえで、「低線量被ばくによる健康影響については、100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされて」いることが国際的に合意された科学的知見であるなどと主張している。

しかし、被告東京電力が資料として引用するWG報告書、放射線影響協会、経済産業省相互の関係をみれば、WGの共同主査である長瀧重信は放射線影響協会の元理事長であり、経済産業省の説明資料（平成25年3月付）もWG報告書に依拠して作られている。そのため、これら3つの組織の見解は、出所の同じ情報の使いまわしに過ぎない。

本準備書面第3で述べたとおり、そもそも国内法は、科学的知見として諸説あることを織り込み済みで公衆被ばく線量限度を定めているのであって、社会通念に基づく避難の相当性を判断するにおいて、科学的知見について論じる意義は乏しいところではある。

もっとも、被告東京電力の科学的知見に関する主張には偏頗な点や不正確な点が多々存するため、以下では、被告東京電力の主張する「国際的合意」や「科学的知見」とは異なる見解があることを論じておく。

(2) 被告東京電力による偏頗的ないし不正確な科学的知見の挙げ方

ア LNT仮説と統計学的証明

被告東京電力は、100ミリシーベルトを超える被ばく線量では被ばく量

とその影響の発生率の間に比例性があると認められるが、100ミリシーベルト以下では、がんリスクが見込まれるものの、疫学的手法によってがん等の確率的影響のリスクを直接明らかにできないという見解を挙げる。

この見解は、100ミリシーベルトを超える被ばく線量に限り被ばく量とその影響の発生率の間に比例性があるかのような表現であるが、ICRPも採用するLNT仮説によれば、100ミリシーベルト以下の領域においても、被ばく量とその影響の発生率の間に比例性がある。ICRP 2007年勧告では、「放射線防護の目的には、基礎的な細胞過程に関する証拠の重みは、線量反応データと合わせて、約100mSvを下回る低線量域では、がん又は遺伝性影響の発生率が関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加するであろうと仮定するのが科学的にもっともらしい、という見解を支持すると委員会は判断している」（甲D共70・17頁64項）、「UNSCEAR（2000）が示した見解と一致する」（同17頁・65項）とされている。

また、低線量放射線による発がん調査結果（甲D共71・9ページ）からもわかるように、がんの発生率は、100ミリシーベルト以下の領域であっても、「他の要因に隠れてしまうほど小さく」はなく、統計学的に有意に発がんが証明されている。

例えば、イギリスにおいては、5ミリシーベルトで小児白血病が1.5倍に、オーストラリアのCT検査では、4.5ミリシーベルトでがんが1.25倍となっている（甲D共71・25ページ）。また、ドイツにおけるKiKK調査は、大規模で適切に行われたもので科学的に正確なものであるところ、ドイツのすべての原発から5km以内に居住する乳児と5歳以下の子どもに白血病で120%の増加、全がんでは60%の増加が見つかっている（甲D共71・14ページ）。

イ 低線量被ばくによる影響の度合い

被告東京電力は、同じ量の放射線でも、急激に受けた場合と少しずつ時間をかけて緩やかに受けた場合では、後者の方が影響の度合いが少ないとの見解を挙げる。

しかし、この考えも、国際的に合意された説ではない。ICRPは、前者と後者の影響の比を2：1としているが、欧州放射線リスク委員会（ECRP）や世界保健機構（WHO）は、線量率によるリスクの差はないとしている。また、米国科学アカデミー電離放射線の生物影響に関する委員会の報告書においては、この比率を1.5：1としている（甲D共71・16～17ページ）。

ウ 広島・長崎やチェルノブイリの調査

被告東京電力は、人については、広島・長崎の原爆で大量の放射線を受けた場合でも、放射線の遺伝への影響は認められていないとして、放射線の遺伝的影響はないとの見解を挙げる。

この見解についても、原爆被爆者の調査は、原爆投下後5年が経過した時点から始まったため、その間に放射線感受性の高い人が死亡した可能性があり、選択バイアスがかかっていることも否定できない。このことは、第1回WGにおいて、有識者として意見を述べた児玉和紀も指摘している（甲D共40の1・第1回議事録）。

また、チェルノブイリにおいては、被ばくした父親あるいは母親を持つ子どもに、染色体異常や形態異常が増加していることが報告されている（甲D共71・20ページ）。

エ 年齢層の違いによる発がんリスクの差

被告東京電力は、低線量被ばくにおいて、年齢層の違いによる発がんリスクの差を明らかにした研究はないとの見解を挙げる。

しかし、この点については、イギリスの高線量地域（他の地域に比べて高

線量という意味であり、被ばく量としては低線量被ばくにあたる)では小児白血病が増え、イギリス、オーストラリアでのCT検査による白血病や全がんの増加は、小児にも見られているとの事実がある。(甲D共71・9ページ, 26ページ)。

オ 放射線リスクと他の生活習慣リスクとの比較

放射線と生活習慣によるがんのリスクの比較表を挙げ、低線量被ばくの影響を小さく見せる努力をしている。

しかし、自発的に選択できない原発事故による被ばくリスクと、自発的に選択することができる他のリスク要因と比較すること自体ナンセンスであり、科学的知見に値しない。

3 WGとWG報告書の位置付けについて

(1) WGの設置目的

被告東京電力は、被告東京電力共通準備書面(3)の15頁以降において、WG報告書において科学的知見と国際的合意が整理されているかのように論じる。

しかし、そもそも、WGは、科学的知見を整理し、国民に提示するために設置された組織ではない。この点、被告東京電力共通準備書面(3)の15頁では、「低線量被ばく…のリスク管理を適切に行うため」WGが設置されたとするも、極めて曖昧な主張である。

WG開催の趣旨も、原告準備書面2で述べたとおり、「政府は年間20ミリシーベルトを一つの基準として、避難指示を判断してきた。この年間20ミリシーベルトという基準について、健康影響という観点からどのように評価できるのか」というテーマが第一であった。あくまでも「政府が」「避難指示を出す(それは強制的に、その場所からの退去を命令するものである)」基準として20ミリシーベルトとすることがよいかどうかを評価することを目的としていた。これは、本準備書面第3で述べたところの、参考レベルの議論に過ぎない。

(2) WGの構成及びWG報告書の問題点

原告準備書面2で述べた通り、WGの構成員には、これまで国の原子力政策を推進してきた者が多く選任されているのであって、立場の偏りが見られる。

また、議論の過程において、WGの説明者及び有識者である出席者らは、低線量被ばくや内部被ばくについていまだ明らかになっていないことが多いと発言しているにもかかわらず、それらを黙殺し、あたかもそれらについて危険性がないという印象付けをしようとしている。すなわち、WG報告書は、8回にわたってなされた議論における議事内容を公平に反映しているとは言えないものである。

さらに、被告東京電力は、WG報告書を根拠として「科学的知見」「国際的合意」などと抽象的に論じるが、その内容は曖昧である。例えば、被告東京電力共通準備書面(3)の17頁では、「チェルノブイリ原発事故における甲状腺被ばくに比べても、本件事故による小児の甲状腺被ばくは限定的であり、被ばく線量は小さく、発がんリスクは非常に低いと考えられる」との主張があるが、甲状腺被ばくの程度は推測にとどまるものであって、これが科学的知見であるとか国際的合意であるなどとは到底言えない。

(3) 被告東京電力による恣意的引用

上記(2)で述べたとおり、WGの構成及びWG報告書には多くの問題点があるが、そのようなWGにおいてすら、内部被ばくについては科学的に明らかにされていないことが多く、完全に解明されている訳ではない旨が議論されているのであって、しかも、LNTモデルの考え方と科学的知見の限界から、公衆限度が定められたことも確認されている。しかし、被告東京電力は、これらの自己に不都合な事実については引用しておらず、恣意的である。

4 小括

以上のとおり、国内法は科学的知見として諸説あることを織り込み済みで公衆被ばく線量限度を定めており、社会通念に基づく相当性判断において、科学的知

見における対立を論じる意義は乏しい。

しかも、被告東京電力の引用する科学的知見は不正確ないし偏頗であるうえ、WGないしWG報告書の位置付けも適切ではなく、相当因果関係の主張として失当である。

第5 被告東京電力引用の裁判例は本件訴訟では参考とならないこと

— 被告東京共通準備書面(3)の第8「司法判断で科学的知見や放射線防護の考え方等が考慮されていること」に対する反論 —

1 被侵害権利が本件訴訟とは異なること

被告東京電力の引用する東京地裁平成25年10月25日判決（乙D共39）では、原告は、被侵害権利として、被ばくによる健康リスク増加を主張している。

これに対して、本件訴訟で原告が主張する被侵害権利は平穏生活権及び人格発達権であり、同判決において原告が主張する被侵害権利とは異なるため、同判決は本件訴訟では参考とはならない。

2 国内法の定める公衆被ばく線量限度の位置付けが適切でないこと

本件訴訟において、避難者たる原告との間で問われる相当因果関係の内実は、原告の避難行為が社会通念に照らして相当といえるか否かにある。そして、相当因果関係の判断において、確立した社会規範としての国内法が公衆被ばく線量限度をどのように定めているかは、決定的に重要な評価根拠事実である。

原告準備書面(3)や本準備書面第2で述べたとおり、国内法の定める公衆被ばく線量限度は、「これを超えれば個人に対する影響は容認不可と広くみなされるであろうようなレベルの線量」としてICRPが勧告した公衆被ばく線量限度年間1ミリシーベルトを導入したものであり、刑罰を用いてでも、線量限度を超える被ばくから公衆を徹底的に保護するというのが国内法の定めである。

したがって、公衆が年間1ミリシーベルトを超えて被ばくすることは絶対に容認しないというのが我が国の法規範であるから、法規範も容認しない公衆被ばく

を避ける行為が社会通念に照らして相当であることは明白である。

しかし、東京地裁平成25年10月25日判決（乙D共39）では、国内法の制定経過や、国内法における公衆被ばく線量限度の意義についての主張立証が行われていないため、国内法を適切に位置付けた相当因果関係判断の枠組みが採用されていない。したがって、同判決における相当因果関係判断の枠組みは、本件訴訟において採用されるべき相当因果関係の判断枠組みとは異なっており、この点からも、同判決は本件訴訟では参考とはならない。

3 科学的知見と国内法との関係の理解も適切でないこと

東京地裁平成25年10月25日判決は、「上記各見解のいずれを採用するにしても、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくの健康リスクの増加は非常に小さいとされており」（乙D共39・18頁）として、低線量被ばくによるリスクがあたかも無視しうるものであるかのように判示している。しかし、本準備書面第3で述べたとおり、低線量被ばくによるリスクを肯定する科学的知見も多数存在する。

そもそも、本準備書面第2で述べたとおり、国内法は、低線量被ばくの影響に関する科学的知見として諸説あることを当然の前提として、「これを超えれば個人に対する影響は容認不可と広くみなされるであろうようなレベルの線量」としてICRPが勧告した年間1ミリシーベルトを線量限度としている。すなわち、国内法は、科学的知見として諸説あることを織り込み済みで、1ミリシーベルトを超える公衆被ばくは容認しないこととしている。それゆえ、社会通念に基づく避難の相当性判断において、国内法がすでに織り込み済みの科学的知見の対立を論じる意義はない。

同判決では、このような科学的知見と国内法の関係が、訴訟当事者から十分に主張立証されていないため、判決理由としても両者の関係について適切に触れられていない。そのため、両者の関係を的確に踏まえた主張立証がなされている本件訴訟には、同判決は参考とならない。

4 受忍限度論を採用する根拠がないこと

さらに、東京地裁平成25年10月25日判決は、原告に権利侵害が生じたか否かを受忍限度論によって判断している点でも誤っている。

そもそも受忍限度論は、権利侵害行為そのものが権利行使といえる場合における被侵害権利との調整理論であるところ、本件原発事故によって放射性物質を拡散させたことは権利行使とはいえず、受忍限度論を適用する前提を欠く。

よって、同判決は、適用の前提を欠く受忍限度論によって権利侵害の有無を判断した点で誤っていると云わざるを得ない。

5 小括

以上のとおり、被告東京電力の引用する東京地裁平成25年10月25日判決は、本件訴訟において参考にならない判決である。

なお、今後も、本件事故についての損害賠償等を求める訴訟の判決が、全国各地の裁判所において出される可能性があるが、東京地裁平成25年10月25日判決と同じく、訴訟において当然に参考となるものではない。

第6 被告東京電力に対する求釈明事項

1 参考レベルの意味について

「参考レベルの意味」について、被告東京電力は、「緊急時被ばく状況又は現存被ばく状況において、これを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切であると判断される線量レベル」だと主張する（被告東京電力共通準備書面(3)・26頁）。

しかし、この定義・説明は不明確である。

この点、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの第4回会議において、甲斐倫明氏は、

「参考レベルといいますが、国際的に参考レベルを設けて、これを超える人を下げるようにしようと、だんだん下がってくれば更に参考レベルを下げてい

く。つまり、最初から1ミリにしていたら、それこそ誰を優先すればいいのかということで、対応そのものが混乱する。20というのは、まず20を超える人を優先的に対応するという、20を超えてなければ例えば10というように、徐々に参考レベルを下げることでリスクを下げていく。そういう考え方…」

「20ミリなら被ばくしてもいいよと国際機関はどこも言っておりません。一つの目安として、20ミリを超える状況があれば20ミリ以下に下げなさいと、そこから順次下げるためのスタートとして使うということです。」

と述べており、「参考レベル」が、LNT仮説を前提として「一定期間に受ける線量がいかなるレベルを超えると考えられる地域について『優先的に』防護措置を実施するか」という政策判断の考慮要素であることが明らかになっている。

被告東京電力の「参考レベル」についての理解も、これと同様と考えて良いのか、明らかにされるよう求める。

2 何らの責任もない住民の避難の相当性判断と緊急被ばく状況との関係

被告東京電力は、計画被ばく状況時の公衆被ばく線量限度が年間1ミリシーベルトであることを認めつつ、それは計画被ばく状況のみに適用されるものであって、政府による避難指示における避難基準である年間20ミリシーベルトの基準は、このようなICRPの勧告内容の緊急時被ばく状況における下限の基準を採用したものだと主張する。

しかし、緊急時被ばく状況を招いた原因も責任も何ら地元住民には存しない。

それにも拘わらず、計画被ばく状況ではなく緊急時被ばく状況の基準を前提に地元住民の避難の相当性を判断すべきであると主張する根拠は何か、具体的に明らかにされるよう求める。

3 緊急時避難状況における参考レベルの下限基準について

被告東京電力は、ICRPの勧告の1つとして、

「放射線源が制御されても汚染地域は残ることになります。国の機関は、人々がそ

の地域を見捨てずに住み続けるように、必要な防護措置を取るはずです。この場合に、委員会は、長期間の後には放射線レベルを1ミリシーベルト／年へ低減するとして、これまでの勧告から変更することなしに現時点での参考レベル1ミリシーベルト／年～20ミリシーベルト／年の範囲で設定することを勧告します。」

との勧告内容を紹介している（被告東京電力共通準備書面(3)・28頁）。

しかし、文面から明らかなように、この勧告は1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの範囲で判断せよと述べているのであり、被告東京電力が同準備書面の直前で述べている「20ミリシーベルトの基準は、このようなICRPの勧告内容の緊急時被ばく状況における下限の基準」であるとの主張（被告東京電力共通準備書面(3)・27頁）との関係が不明確である。

よって、被告東京電力が主張する「下限の基準」が何時の時点で妥当するものなのか、年間1ミリシーベルトへの低減や参考レベル1～20ミリシーベルトの範囲での防護措置を勧告する上記ICRP勧告との関係はどうなるのかにつき、具体的に明らかにするよう求める。

4 ICRPの勧告する参考レベルと相当因果関係

また、被告東京電力が紹介しているICRPの勧告は、国の機関に対して向けられたものであるところ、何故この勧告に記載された基準、しかも年間20ミリシーベルトという線量が、地元住民の避難の相当性を画する基準になるのか（勧告は、国の防護措置設定を1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの範囲と述べている）について具体的に明らかにするよう求める。

以上